

日 時	令和6年3月5日（火）午後2時～
場 所	四條畷市役所 本館3階委員会室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・河原委員・内村委員・市林委員
西岡委員・三宅委員・森本委員・小林佑介委員・小林由美子委員・福井委員・山田委員

1. 開会

事務局（西村）： 定刻になりましたので、只今から「令和5年度第2回四條畷市子ども・子育て会議」を始めさせていただきます。

皆様方には、お忙しいところ参加いただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を務めさせていただきます子ども政策課の西村でございます。

本日、子ども・子育て会議委員12名中、出席委員は12人、過半数のご出席があります。四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定のとおり、本会議の成立を報告いたします。

本日の傍聴者は3名いらっしゃいます。本日の会議を公開してよろしいでしょうか。ご異議がないようですので、本日の会議は公開します。

<資料確認>

それでは、これ以降の議事進行は、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となりますので、小寺委員長にお願いいたします。委員長よろしくお願いいたします。

小 寺 委 員 長： それでは次第に沿って議事を進めてまいります。

案件1「令和6年度の主な新規・拡充予定事業」について事務局からお願いします。

事務局（西村）： 令和6年度の新規・拡充予定事業についてご説明いたします。

[事務局説明資料2]

・第2子保育料完全無償化（子ども政策課）

多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減をさらに図るため、第1子の年齢を問わず、生計を同一にするきょうだいを年長順にカウントし、第2子の保育料の完全無償化を実施する。

・第3期子ども・子育て支援事業計画策定（子ども政策課）

令和5年度に実施したニーズ調査の結果等を基に第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画を策定する。

- ・ **市立忍ヶ丘あおぞらこども園基本計画策定（子ども政策課）**
市立忍ヶ丘あおぞらこども園の建替整備に向けて、基本計画を策定する。
- ・ **市立忍ヶ丘あおぞらこども園境界確定業務（子ども政策課）**
市立忍ヶ丘あおぞらこども園の建替整備に向けて、境界確定を実施する。
- ・ **民間園大規模修繕工事（子ども政策課）**
設備等の老朽化が進んでいる民間園の大規模修繕工事に対し、整備費用を補助する。
- ・ **医療的ケア児保育支援補助事業（子ども政策課）**
医療的ケア児の災害対策備品購入等に係る費用補助を実施する。
- ・ **熱中症対策補助事業（保育環境改善等事業）（子ども政策課）**
熱中症対策として保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業に対し補助する。
- ・ **キャッシュレス決済機器導入補助事業（子ども政策課）**
保育施設での実費徴収や延長保育料等の徴収について、キャッシュレス決済を導入する場合の費用補助を実施する。
- ・ **翻訳機器購入補助事業（子ども政策課）**
外国にルーツをもつ子どもの保護者とのやりとりに係る翻訳のための機器を新たに購入するための初期費用の一部を補助する。
- ・ **子育て世帯訪問支援事業（子育て総合支援センター）**
妊産婦やヤングケアラー含め、家事育児等に不安のある家庭へのホームヘルパーを派遣する事業。本市では令和 5 年度より本事業を実施しているが、ヘルパーの委託料の単価を増額し、事業者を受託してもらいやすい環境を整える。
- ・ **児童家庭相談システムリプレース事業（子育て総合支援センター）**
児童家庭相談システムを令和元年度に導入し、18 歳未満の児童及びその家庭に支援を行っている。当該システムの保守契約は令和 7 年 1 月 31 日で終わることから、引き続き保守契約を締結するためにサーバー機器の入れ替え、システムのバージョンアップを行い業務遂行のために必要なシステムを継続利用する。
- ・ **子育て支援拠点で使用するマット(防災)の購入（子育て総合支援センター）**
子育て中の親が、子育てについて気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっている中、子育ての支援拠点として子育て支援員が子育て親子の交流の仲立ちとなり交流を円滑にし、また子育てに関する情報の提供を行い、子育ての支援に努めてきた。その親子の交流の場である子育て支援拠点の安心、安全であるべき環境設定が経年劣化に伴い、床に設置しているマットの表面が剥がれ落ち、子どもの誤飲につながるなど安心、安全の確保が難しくなっている。新しいマットを購入する

ことで、安心、安全な環境を確保する。

・**新生児聴覚検査助成事業（保健センター）**

新生児聴覚検査の費用を一部助成し、聞こえの異常を早期に発見し、適切な治療や支援につなげる。費用助成は、初回検査・確認検査をあわせて、ABR は 6700 円、OAE は 3000 円を上限に助成する。

・**多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業（保健センター）**

多胎児を妊娠した妊婦は、単体妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常 14 回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係わる費用（5000 円×5 回）を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

・**低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援事業（保健センター）**

低所得の妊婦の方が経済的負担を理由に、妊娠の診断を受けるための初回産科受診を控えることが無いよう、初回の産科受診料（上限 10,000 円）を助成することで経済的負担の軽減を図り、その後の妊婦の状況を継続的に把握し、妊娠期からの必要な支援につなげる。

・**医療的ケア児等コーディネーター事業（障がい福祉課）**

医療的ケア児等やその家族が地域で安心して生活できるよう必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

・**子ども手話事業（障がい福祉課）**

子どものころから手話に触れる機会を作ることにより、聞こえないことへの理解並びに手話の普及につなげるため、学校等で子ども向け手話事業を実施する。

・**男女共同参画に関するアンケート調査（人権・市民相談課）**

第 2 次男女共同参画推進計画（第 2 次なわてあじさいプラン）は令和 7 年度までを計画期間としているため、次期改定にむけての基礎資料とするためのアンケート調査を年度当初に実施する。

・**人権市民意識調査（人権・市民相談課）**

四條畷市人権行政基本方針を令和 7 年度に改定するにあたり、基礎資料とするための調査を年度当初に実施する。

・**教頭マネジメント支援員配置事業（学校教育課）**

教職員の勤務管理事務の支援、施設管理、保護者や外部との連絡調整、調査、統計等への回答など多岐にわたり、その多忙な勤務については、全国的な課題となっている。そこで、新たに教頭マネジメント支援員を配置し、教頭が教職員と専門スタッフ等の調整や人材育成などの本来業務に注力できる環境を整えることにより、学校組織の機能強化を図る。

令和6年度において、まずはモデル校1校を定め、効果的な支援体制について研究を深める。

・**小学校水泳学習民間委託業務実施（学校教育課）**

令和5年度、西部地区3小学校において水泳学習を民間委託し、児童や保護者、教職員からの高評価に加え、担任とインストラクターの連携による専門性の高い指導と、より安全な水泳授業の実現が確認できたことから、令和6年度は、全小学校で本格的に実施し、児童の泳力及び体力の向上水質管理などの水泳学習に関する業務の負担軽減を図る。

・**部活動指導員に関する事務（学校教育課）**

国は令和5年度から令和7年度までを部活動改革推進期間としており、これまでの取組みの進捗状況等を把握・検証し、休日の部活動の段階的な地域移行を進めていく。

まずは、地域人材を部活動指導員として配置し、学校の働き方改革を推進する。また、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、他課と連携し、他市事例の調査研究を進めていく。

・**困り感のある子どもへの保幼小中のスムーズな支援体制の接続及び通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制整備（学校教育課）**

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習面または行動面など、多様な教育的ニーズに応えるべく、通級指導教室における人員や教材などの支援をより一層充実させていく。

・**校内教育支援員配置事業（教育支援センター）**

市内小中学校の4校に校内教育支援員を配置し、不登校対策支援を行う。不登校の児童生徒・保護者と連携し、心のケアや登校支援、校内教育支援センターの管理運営、家庭訪問、ケース会議の参加等、教職員と連携し、個別の支援を行う。

・**スクールロイヤー事業（教育支援センター）**

主な活用は①児童生徒向けのいじめ予防授業②法的な視点の教職員研修会の実施③いじめ事案等学校の作成した書類のリーガルチェック④緊急支援チームとして学校に派遣⑤その他学校からの相談体制の充実等行う。

事態が重大化しないうちからの未然防止の観点よりスクールロイヤー事業の活用をする。

・**フリールームスタッフ拡充（教育支援センター）**

市教育支援センター（フリールームなわて）スタッフの拡充により、不登校傾向のある児童生徒、不登校の児童生徒の居場所を整え、児童生徒の受け入れを強化する。また、スタッフの学校派遣を定期的実施することで、児童生徒・保護者とつながり、不安感の解消とともに、登校支援等行う。

・**ICT支援業務委託（教育支援センター）**

ヘルプデスクの運営及びサポート対応、ネットワーク障害に対する応急対応、端末損傷及び障害対応、セキュリティーポリシー改訂支援等の業務を委託し、NextGIGAへの更新に向けての調査研究を進める。

・情報教育支援業務委託（教育支援センター）

中学校の技術・家庭でのプログラミング教育において、「ネットワーク・双方向」「データ活用」など専門性の高い新しい内容を生徒が学べるように、業務支援となるコンテンツを活用する。

・自動採点ソフト導入業務委託（教育支援センター）

自動採点ソフトを導入しテストの採点作業を自動で行うことにより、業務時間の削減につながり、子どもたちと向き合う時間、教材研究による授業改善の時間を確保する。

説明は以上です。

小寺委員長： ただ今、案件1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

内村委員： 子ども政策課の「第2子保育料完全無償化」について質問します。

対象者は、四條畷市にお住まいの方のみでしょうか。

例えば、他市にお住まいの市民の方が四條畷市の保育施設に通園する場合は、いかがでしょうか。

子ども政策課： 四條畷市の保育料となりますので、四條畷市民が対象となります。

内村委員： 保健センターの「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援事業」について質問します。

これからどういった方法で市民の方に周知されていかれるのでしょうか。

親にも友達にも相談できないような方にこそ特に知っていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

保健センター： 妊娠届を提出された非課税世帯が対象となっております。

面接等させていただいた場合に、制度説明いたします。

山田委員： 障がい福祉課の「医療的ケア児等コーディネーター事業」について質問します。

対象年齢はどの辺りを想定されておりますのでしょうか。

また配置については、事業所等をお決めになられているのでしょうか。

障がい福祉課： 年齢制限は設けておりませんが、障がい児を対象にしておりますので、18歳未満を想定しております。仮に18歳を超えた場合であっても対象にしないということは現時点では考えておりません。

配置につきましては、現時点で想定しているのは、相談支援事業所に委託を検討しております。

山 田 委 員： 障がい福祉課の「子ども手話事業」について質問します。

手話を体験する機会は大切だと思っています。

障がい者向けの夏イベント開催を計画しておりまして、その中で手話の方にも関わっていた
だけの中身を盛り込んでおりますが、手話の普及が難しい。

今回、学校授業で普及活動を実施していただけるのは、とても素晴らしく嬉しく思います。
授業を実施する対象の学校は、これから検討されるのでしょうか。

障がい福祉課： 今年度の校長会で、ご説明させていただきましたが、学校のカリキュラムと調整しながら実
施に向けて検討中です。

障がい福祉課としては、2校可能であれば実施したいと考えております。

柏原副委員長： 学校教育課の「小学校水泳学習民間委託業務実施」について質問します。

2～3年前からモデル校に実施し、高評価を得ていると聞いております。

令和6年度から全小学校で本格実施されるようですが、高評価点や課題について詳しく教え
てください。

学 校 教 育 課： 高評価点の1番は、「水が綺麗なところ」です。学校のプールには「虫が浮いている」ことが
あり、虫が苦手なお子様プールに入るのを嫌がってしまいます。

もう1点の高評価点は、水温調整が可能であるところです。寒い日は中々入りにくいという
ことで、年間30度で水温調整がされています。

そういった高評価点があったため、子どもたちの泳力向上に繋がったと考えています。

また安全性の向上にも効果があると考えています。学校授業では、80名2クラス分の授業
を実施する場合、先生の人数が約4～5人です。

しかし現時点では、10人に対し1名のインストラクターがつきますので、8名のインスト
ラクターと担任の先生が陸上監視しています。安全性がかなり向上したと考えています。

課題としては、寒い時期だと乾かすのに時間がかかってしまいます。それにより乾かないう
ちに授業に出席し、体調を崩しがちになってしまうので、その辺りが課題と考えています。

学校と対策について検討していきたいと思っております。

柏原副委員長： 障がい福祉課の「医療的ケア児等コーディネーター事業」について質問します。

就学前の対象人数や実態について、可能な範囲で教えてください。

障がい福祉課： 保健所が人数把握をしておられますので、保健所に確認したところ、小学生3名・幼児1名・
高校生2名で、合計6名と聞いております。

柏原副委員長： その幼児1名の方は、保育施設に通われているということでしょうか。

子ども政策課： 保育所に通園されております。

市 林 委 員： 学校教育課の「小学校水泳学習民間委託業務実施」について質問します。

田原小学校は遠方にあることから、四條畷市西側の小学校と同じように授業時間を確保できているのでしょうか。

学 校 教 育 課： 田原小学校に関しましては、今年度実施校に入っておりませんので、新年度に入ってから様々なところを検討する段階となっております。

柏原副委員長： 医療的ケア児等、きめ細かい事業を展開されていますが、DV や虐待等の実態が見えにくい事態について、子育て総合支援センターではどのように取り組まれているか教えてください。

子育て総合

支援センター： 虐待の防止であります。子育て総合支援センターでは、様々な機関と連携しながら取り組みは以前からさせていただいております。

虐待が見えづらいというご指摘をいただきましたが、相談件数は年々増加している状況です。相談件数が増加しているということが、子育て相談や虐待が増加していると良くない捉え方もできますが、そういった兆候がある子どもを、早い段階でキャッチできているので、件数増加に繋がっていると考えています。

保健センターとの取り組みでは、ネウボラなわてを令和元年度からスタートし、小学校に入学する未就学の子どもを様々な機会や検診を通して、取りこぼしが無いよう支援を重点的に実施しているところです。

令和5年度からは就学後の子どもをより強化していこうと教育支援センターや学校と連携させていただきまして、子ども家庭総合支援拠点を創設し、小中学生支援も強化してまいります。

具体的な活動内容は、学校に子育て総合支援センターの職員が各学校に出向き、支援が必要な事態を積極的にキャッチしていく取り組みを実施しています。

課題としては、実際にそのような実態を発見し、危ないことをお伝えしても、すぐに解決するわけではないので、継続的に粘り強い支援が必要と考えています。

また虐待の背景に何かしらの問題があるので、そこを解決できるよう様々な社会資源の紹介・活用をしながら、保護者と子どもにアプローチを実施し、見守り続けながら、取り組みを継続しているところです。

柏原副委員長： 自分から相談できない方や周りが知人や保育士が気づいた場合に、情報提供できる窓口はあるのでしょうか。

子育て総合

支援センター： 窓口は主に子育て総合支援センターになりますが、自ら相談できない方をどう支援につなげるかは難しいところです。例えば、保健センターで、妊娠届が未提出の方・検診に来られていない方・新生児訪問が困難である方や、子育て総合支援センターで実施している1/2バースデー訪問という第1子で初めて子育てをされる家庭への半年の誕生日の際の訪問時などに支援が必要かどうかを考えたり、日々、保育施設・学校・関係機関と連携し、支援が必要な世帯に支援が行き届くよう、個別に具体的に検討し、実施しているところです。

河原委員： 子ども政策課の「市立忍ヶ丘あおぞらこども園基本計画策定」について質問します。

市立忍ヶ丘あおぞらこども園を建替されるということで、老朽化部分を整備されるのか、しのぶ棟とあおぞら棟をまとめて建替されるのかどちらでしょうか。

また、どのくらい時間をかけて建替されるのでしょうか。

子ども政策課： 老朽化が進んでおりますので、取り急ぎどうしても補修が必要な場所については、適宜改修しております。

今回については建替で検討しておりまして、しのぶ棟とあおぞら棟をまとめて1つの園舎にまとめたいと考えています。

この基本計画を策定する中で、園舎・配置・スケジュール等を含めて検討したいと考えております。

小寺委員長： 障がい福祉課の「医療的ケア児等コーディネーター事業」について質問します。

医療的ケア児の世帯で孤立されているような方もいらっしゃって、他市では保護者会が結成され定期的に集まりがあり、情報共有や情報発信等の取り組みがあると聞いています。

医療的ケア児等コーディネーターには、医療系と福祉系と2種類ありますが、今後拡充される予定はありますでしょうか。

障がい福祉課： 情報提供とご意見ありがとうございます。

これから協議等してまいります。まずは他市を参考にさせていただき、情報発信の研究をしてまいります。

医療的ケア児等コーディネーターについてですが、現在コーディネーターの行政研修希望されている対象者が福祉系であります。令和6年度は、委託検討しており、医療系も必要と考えてはおります。

現在、訪問看護事業所と児童発達支援センターと障がいの相談事業所が研修を受講しております。

医療系については、1名の方にコーディネーターになっていただけるよう取り組んでおります。

小寺委員長： 全体的な話として、令和6年度の新規・拡充予定事業は、例年より多いですね。

今年度からこども家庭庁が発足し、子どもの施策にかなり力を入れていこうという動きから、四條畷市も、子どもの施策に力を入れていこうと感じられます。

その事業の中で、市単独で実施する事業はありますでしょうか。

子ども未来部

部長： こども家庭庁が発足し、令和5年12月に、こども大綱というかたちで、子ども中心で実施していきましようとして示されました。

それに伴って現在は、予算が国会で審議されている状態ですが、現時点で本市に予算が下りてくるということはありません。

その大綱に基づいて本市としてどのような施策を実施していくのか課題となっておりますが、

この令和6年度の新規・拡充予定事業については、基本的にこれまでの課題であった子ども施策等を整理しつつ、どのような政策を打ち出していくのか、本市が積み上げてきたもののご理解いただけますと幸いです。

これだけの事業がありますが、市単独事業や国の補助を受ける事業、さまざまでございます。

例えば、第2子保育料完全無償化は、市の単独事業でございます。

本市の課題を整理した結果、構築した事業であるのご理解いただけたらと思います。

小寺委員長： 教育支援センターの「校内教育支援員配置事業」について質問します。
具体的などといったことをされるのか教えてください。

教育支援

センター： 不登校対策でございます。

学校に登校できるが、教室には入りやすく、別室登校なら可能という子どもに対する支援です。

その別室に支援の配置をする事業とお考えいただけたらと思います。

現時点では、配置がございませんので、空き時間のある先生が交代で支援している状況です。

しかしそれで先生が変わってしまうことで、登校しづらくなってしまっている子どもが存在している状況ですので、交代制ではなく、決まった人を配置できればと検討しております。

[事務局説明資料3]

小寺委員長： 他にご意見等ございませんか。無いようですので、続きまして、**案件2「暇すずらん保育園の利用定員の変更」**についてです。

利用定員を定めようとするときは子ども・子育て支援法第31条第2項に基づき、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされていますので、ご意見を聴取いたします。

案件2について、森本委員が当事者になるので、議事に参与することができません。よって、事務局から趣旨説明をしていただき、その後、当該案件が終了するまで、室外にて待機していただくこととなりますのでよろしくお願いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局（西村）： 資料3「暇すずらん保育園の利用定員の変更」をご覧ください。

利用定員の変更について説明します。

変更前の利用定員：「1号9人：3歳3人、4歳3人、5歳3人」

変更後の利用定員：「1号10人：3歳3人、4歳3人、5歳4人」

変更年月日：「令和6年4月1日」

変更理由：「次年度入所の申し込み、問合せ状況等を勘案すると、現在の利用定員を超える需要が見込めることから、利用ニーズに応えるため」

説明は以上です。森本委員、補足説明等ございましたらお願いします。

森本委員：子どもが減少している状況で、保育の0歳児がここ3年程度、定員に達していない状況がありましたので、実際は保育定員の見直しを園としては検討しておりました。

四條畷市で待機されている子どもが存在しているという説明を四條畷市から受け、保育定員の変更は認められませんでした。

1号認定の幼稚園部分を1人増やすことのみ認めていただけの結果になりました。

定員割れをしている園も少し増えていると聞いておりますので、他園も定員見直しを検討し、四條畷市に提案する園が増えていくのではないかと考えております。

利用定員の変更は市で決定するものと大阪府にも言われたので、すぐは無理でも今後定員の見直しを四條畷市にも検討していただきたいと思っています。

小寺委員長：他園も定員割れの状況があるということであれば、そこからは定員変更のお話は出ていないのでしょうか。

森本委員：会議で質問が出ましたが、市として待機が出ているという理由で認められないという事だったので、今回ご説明させていただきました。

小寺委員長：四條畷市に対し、他園からそのような希望は出ているのでしょうか。

子ども政策課：園によって年度やクラスで、このクラスだけ少し定員に空きが出るというような状況が園によっては出てはいるところはあります。ただ、それが継続的に何年も続いているかどうかや、その園に申し込んで保留になっているお子さんがいないか等も踏まえたうえで検討しております。

またその待機児童や保育児童がいらっしゃる中では保育のニーズが高いというところがございますので、園の運営状況等も加味しながら、保護者の利用のところも考えさせていただいて、定員はそのままお願いしたいというところでございます。

小寺委員長：園側と行政側で様々な事情がある中で、双方が納得のいく話し合いができればいいですね。

子ども政策課：保留児童の数等も見ながらというところには、どうしてもなるのかなと考えております。

子どもの数自体は減少しているようなところにはなるのかもしれませんが、保育の入所希望の方は年々増加している状況でございまして、保育人数自体は減っていないのかなというところがございます。

民間保育施設の運営が困難になれば、子どもの受け入れができなくなってしまうので、そちらの運営状況との兼ね合いというのは、ご相談に乗らせていただいて、そこは調整させていただいてというところにはなると思いますが、まだまだ保留児童が多いような状況でございます。

どれぐらいの定員割れを起こしている状況かなど、実際の状況を見させていただきながら検討しているところではございますが、引き続き、各保育施設のご相談の方に応じていきながら、適宜協議の方は実施していきたいと考えております。

小寺委員長：他に質問はありませんか。

事務局（西村）： そうしましたら委員の方に意見聴取を行っていただきますので、その間、森本委員には別室で待機お願いいたします。

小寺委員長： ただ今、案件2について説明をしていただきましたが、ご意見・質問等がございましたらお願いします。

市林委員： 「利用定員の人数」について質問します。

先程のご説明を聞いた時に5歳児を1人増やす理由がわかりませんでした。

0歳児を減らしたかったけど、5歳児を増やすとというのはどういうことでしょうか。

子ども政策課： 現在の受け入れ状況等を持ち合わせておりませんので、詳細についてお答えしかねるところがありますが、現在入所中の人数や問い合わせ、そのお申し込みのあった年齢等を踏まえて、5歳児の人数を増加させるという経過ではなかったかなと思います。

市林委員： 0歳児と5歳児の話は全く別の件で、5歳児がどうも1人増える想定ができるので増加させるというのがこの利用定員変更の話ということでしょうか。

子ども政策課： おっしゃるとおりです。先ほど森本委員からお話があったのは、今回の利用定員の変更とはまた別のお話で、3号の0歳児クラスのお話です。

今回、委員の皆様に見ていただきたいのは、1号の利用定員の人数を増やしたい意向が園にございますので、そこはいかがでしょうかということです。

小林（由）委員： 先ほど森本委員から定員割れの保育施設が他にもあるというお話がありました。

行政側の説明では、保育の入所希望の方は年々増加している状況であるということでした。

園によって、集中的に申し込みがオーバーしているということでしょうか。

子ども政策課： 入所の申し込みの時に希望施設を書いていただきますが、その際にご希望された園がそのクラスに空きがなく、入園できない児童の方が保留になっております。

そういった状況であっても園によっては、クラスに空きがあるようなところがありますが、かなり多いわけではありません。ただ、そういった園もあるというような状況であります。

小林（由）委員： 子育て中の保護者様にお話を聞く機会があり、保育園入れましたというお声がありました。

市林委員： 数年前に東市長との懇談会が開催され、参加した際に東市長から「駅前に保育ステーションを作り、バスで各保育施設に送迎できるようにしたい」とご発言されているのを聞きました。

もうひとつが「忍ヶ丘あおぞらこども園の場所を変更したい」とご発言があり、様々な施策が語られていましたが、現時点でそういった動きというものは、あるのでしょうか。

子ども政策課： 駅前の保育ステーションを検討しているというような話はその当時あったと思いますが、駅

前当該敷地は現在駐車場で活用しており、今後の敷地利用については、引き続き検討していくというようなどころになってございますので、一旦その保育ステーション等の方針というのは現状ないような状態になっております。

忍ヶ丘あおぞらこども園の配置につきましても、議会の特別委員会等で検討の方もしていただきまして、令和5年4月に公共施設の個別施設計画を改定いたしまして、その中で、配置については現在の位置、現在の敷地で検討するという形になっておりますので、その基本計画の策定のところにおきましても現在の敷地を基本として考えることとしております。

柏原副委員長： 変更理由について質問します。

「次年度入所の申し込み、問合せ状況等を勘案する」とありますが、これは次年度だけじゃなく、これからも継続される見込みがあるので、5歳児を1名増加するという認識でよろしいでしょうか。それとも減少傾向に陥ると変更される可能性はあるのでしょうか。

子ども政策課： 利用定員の変更というところになりますので、基本的には今後も引き続きという方向で考えております。

小寺委員長： 他にご意見等ございませんか。利用定員の変更を認め、森本委員には、お戻りいただきます。よろしいでしょうか。

それでは、**案件3「忍ヶ丘愛育園の認可変更」**に移ります。事務局から説明をお願いします。

[事務局説明資料4]

事務局（西村）： 資料4「忍ヶ丘愛育園の認可変更について」をご覧ください。
教育標準時間認定に係る預かり保育の時間の変更について説明します。
変更前：「7時から9時まで 15時30分から17時まで」
変更後：「7時から9時まで 15時30分から18時まで」
変更年月日「令和6年4月1日」
変更理由は「利用者の利用ニーズを鑑み、利便性向上を図るため」
説明は以上です。

小寺委員長： 只今、説明があった内容についてご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

山田委員： 17時から18時に1時間延長されることで、保護者の方にとってありがたいと思います。この変更は、保護者より要望があったのでしょうか。
またどのくらいの人数の保護者が要望を出せば反映されるのでしょうか。
何名の方が利用されているのか教えてください。

子ども政策課： 利用人数につきましては、手元に資料がございませんので、お答えすることが難しいですが、時間の延長については、保護者の要望を踏まえて時間を伸ばすと園側が考えられました。
どのくらいの方が要望を出せば反映されるかという点につきましては、こういった時間を伸ばすというところになりますと、どうしても職員体制等が関わってまいりますので、その辺り

はやはり園の体制が整うかどうかというところになりますので、園側の状況によると思います。

山田委員： 基本的に幼稚園は、夏休みは閉園されて保育園は稼働されていると思います。

そういった中で幼稚園利用の方でも夏休み中も預かってほしい要望は少なからずあるかと思しますので、ご検討していただけたら保護者の方は助かるのではないのでしょうか。

職員体制等ありますので、難しい部分もあるかと思いますが、ご検討のほどよろしくお願ひします。

子ども政策課： 本市でいう幼稚園利用は、認定こども園というところになりますが、1号の方が教育標準時間認定になり、夏休みも預かり保育で対応する認可園もございます。

全ての園がお休みしているということではありません。

市林委員： 四條畷市内の小学校の登校時間について質問します。

今朝のニュース番組で、豊中市では、早朝から出勤する保護者の子どもの受入れのため民間の見守り員を配置して午前7時から校門を開けて受入れていると聞きました。

四條畷市内の学校でも開門時間より前に子どもだけで校門の外で待っているようなことは起こっていますか。また、登校時間は何時ですか。

学校教育課： 現在の市内小中学校の登校時間は8時以降に登校してくださいとお願いしております。

一部、8時15分という学校もありますが、概ね8時以降の登校をお願いしております。

それ以前の時間に登校している児童がいた場合には、安全面が確保できないので、保護者の方にご理解を求めている状況で、人員配置等はしていません。

市林委員： 四條畷市の小学校は、原則集団登校しているのですが、その中でうまくいっているのではないのでしょうか。

しかし7時台に仕事に出勤しなければならない保護者の方もいらっしゃると思いますので、お話をさせていただきました。

小寺委員長： 他にご意見等ございませんか。無いようですので、忍ヶ丘愛育園の教育標準時間認定に係る預かり保育の時間の変更について認めます。よろしいでしょうか。

それでは、**案件4「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画の策定予定」**についてです。内容について事務局から説明お願ひします。

[事務局説明資料5]

事務局（西村）： 資料5「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画の策定予定について」をご覧ください。平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、子ども・子育て支援新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその時期を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が全市町村に義務付けられています。

現在、令和2年度～令和6年度の5か年を計画期間とする第2期計画が進行中ですが、令和

6年度で計画満了を迎えるため、第3期計画に係るニーズ調査や、ひとり親家庭等に対するアンケート調査等の結果をもとに、令和6年度に第3期計画を策定してまいります。

次に、資料6「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書（たたき台）」をご覧ください。

今年度中の策定をめざし、現在別添の報告書（案）のとおり作成中です。

続きまして、資料7「第五次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査結果報告書（案）」をご覧ください。

こちらにつきましても、今年度中の策定をめざし、現在別添の報告書（案）のとおり作成中です。

第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画の内容審議に伴い、年4回の開催を予定しておりますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご出席のほどよろしく願いいたします。

小寺委員長： ただ今の案件につきまして、ご質問等はございますか。

福井委員： 母子寡婦福祉会を代表して、子ども・子育て会議に出席しております。

この場をお借りして、母子寡婦福祉会についてご説明いたします。

ひとり親家庭の支援を大阪府や四條畷市子ども支援課と連携しながら様々な支援をしております。

ご相談等ありましたら、子ども支援課を通してでも構いませんので、母子寡婦福祉会の入会を周知していただくと嬉しいです。

よろしく願いいたします。

小寺委員長： 現在の会員数は教えていただけますでしょうか。

福井委員： 非常に少なく、子どもが20歳になると、寡婦となり継続して会員継続していただけるのですが、新たに入会していただける方が少ない状況です。

柏原副委員長： 資料6「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書（たたき台）」を拝見させていただきまして、勉強になりました。

前半部分では、「示唆」という言葉がたくさん出てくるのですが、後半は「示唆」という言葉がなくなっているのですが、後半も前半と同じような理解でよろしいでしょうか。

子ども政策課： 申し訳ございません。叩き台ということもあり、まだまだ調整中でございます。

内容としては、「示唆」と同じ趣旨でございます。

柏原副委員長： もし気になる表現等あった場合、申し入れできる窓口はありますか。

子ども政策課： 子ども政策課にお伝えいただけましたら、適宜反映をさせていただきたいと思っておりますが、現在も調整・作成中であるため、数字に誤りがあったりとかって言うようなところはあるかと思えます。現時点では作成途中のものという形でお考えいただければと思います。

柏原副委員長： そうしましたら、完成したものに対して意見を述べたほうがよろしいのでしょうか。

子ども政策課： 現時点でもご教授いただければ助かりますので、ご意見等あればよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

柏原副委員長： アンケート回収状況を見させていただくと、母子家庭で30%・父子家庭で26%とありますが、本当に支援が必要な方たちは、アンケートに答えられなかった方たちではないでしょうか。

行政側もちろん検討してくださっているとは思いますが、ここに含まれていない方の意見をいかに拾っていくかが課題かと思ひます。

アンケートに答えた人だけに焦点を当てがちですが、伝えられなかった人の支援も必要だと思ひますので、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

小寺委員長： 他にご意見等ございませぬか。無いようですので、それでは、案件5「その他」について、事務局からお願ひします。

事務局（西村）： 「委員の委嘱期間」についてご説明いたします。

委員皆さまの委嘱期間は3年間ということで、令和6年度末までの、令和7年3月31日までとなっています。来年度も引き続きよろしくお願ひいたします。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。来年度の子ども・子育て会議については、先ほど説明しましたとおり第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画策定に伴い4回の開催を予定しています。次回、第1回会議につきましては、令和6年7月～8月を予定しています。時期が近づいてまいりましたら、会議のご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

また、本日の会議録につきまして、後日、事務局から作成したものを送付しますので、内容をご確認いただき、修正等ありましたら、指定させていただく期日までに事務局までご連絡くださいますようお願ひいたします。なお、会議録につきましては、市ホームページへの掲載を予定しています。

事務局からの説明は以上です。小寺委員長よろしくお願ひします。

小寺委員長： 只今、説明があった内容についてご意見・ご質問等がございましたらお願ひします。

市林委員： 第1回目の会議が7月から8月頃というお話ですが、決まったうえで教えてくださるのか、複数日程をあげていただけるのでしょうか。

皆様おそらくお仕事されている方ばかりだと思ひるので、7月開催であれば6月中頃までには日程を教えていただけると、日程調整がしやすいので助かります。

子ども政策課： 日程につきましては、決まった日程をお伝えするという形にはなると思ひますので、なるべく早めにお伝えさせていただくようにいたします。

来年度は4回開催というところで、皆様にはお手数をおかけする部分もたくさんあると思ひますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

内 村 委 員： 案件1「令和6年度の主な新規・拡充予定事業」の学校教育課の「小学校水泳学習民間委託業務実施」について質問します。

資料には「令和6年度は、全小学校で本格的に実施」と記載されておりますが、先ほどの学校教育課の説明では、「田原小学校は、今年度実施校に入っておりませんので、新年度に入ってから様々なところを検討する段階」とありました。

田原台にもたくさんのお子どもたちがいらっしゃるの、ご検討のほどよろしくお願ひします。

学 校 教 育 課： 申し訳ございません。私の説明が不足しておりました。

令和6年度より、市内6小学校、全小学校にて実施予定があります。

ただ、事業者調整等が必要な状況ですので、実施予定であることは間違いありません。

西 岡 委 員： この場で言うのが正しいか分かりませんが、警報の取扱いについて四條畷市であれば、暴風警報で、保育施設が休園になりますが、本園では他市から通勤されているスタッフがたくさんおり、他市で大雨警報が出ると、ご自身のお子どもの預け先が無くなり、お休みになることがとても多い状況です。

他の預け先を見つけることが中々難しいなか、40名程度いるスタッフのうち、10人程度が子育てしながら勤務しているのですが、そういった中で警報が出れば、スタッフを確保できないまま開園しなければならない状況が年に数回あります。

年々大雨で警報が出ることが増えている印象を受けるので、そういった警報の取扱いに関して、どこかに依頼し、取扱いが変更になれば良い方向に向かうと思っておりますので、この場を借りてお伝えさせていただきました。ご検討していただけたら助かりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

柏原副委員長： 来年度4回開催について質問します。

4回全ての開催日時を決めて教えていただけるのか、もしくは1回ずつその都度教えていただけるのでしょうか。教えてください。

子 ども 政 策 課： 年4回の日程を全て決めてお伝えをすることは、難しいかもしれません。

どうしても計画の策定状況等にもよって、そのタイミングを見ながら確認していただきたいところもございます。

先まで決める方が皆様のご予定が立ちやすいとは思っておりますが、その都度早めにお知らせするように検討してまいります。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

小 寺 委 員 長： それでは、これもちまして、令和5年度第2回子ども・子育て会議を閉会いたします。

ありがとうございました。